

# 市原条里に関する基礎的研究

大谷 弘 幸

## 目 次

1. はじめに .....	257
2. 表層条里とこれまでの発掘成果 .....	257
3. 市原条里開田時期の推定 .....	263
(1) 市原地区3区で検出された道路跡について .....	263
(2) 郡本地区の溝跡について .....	265
(3) 菊間地区の流路跡について .....	265
(4) 水田耕土下出土の遺物 .....	267
4. 条里範囲の推定と古代条里水田の規格・構造 .....	269
(1) 市原条里の北限を画する茂原街道について .....	270
(2) 自然地形からみた条里の南限について .....	273
(3) 海岸部へと広がる西限について .....	274
5. 発掘された千葉県内の条里遺構 .....	275
(1) 館山周辺地域 .....	276
(2) 鴨川周辺地域 .....	276
(3) 小糸川中流域 .....	276
(4) 小櫃川中流域 .....	277
6. おわりに .....	277

## 1. はじめに

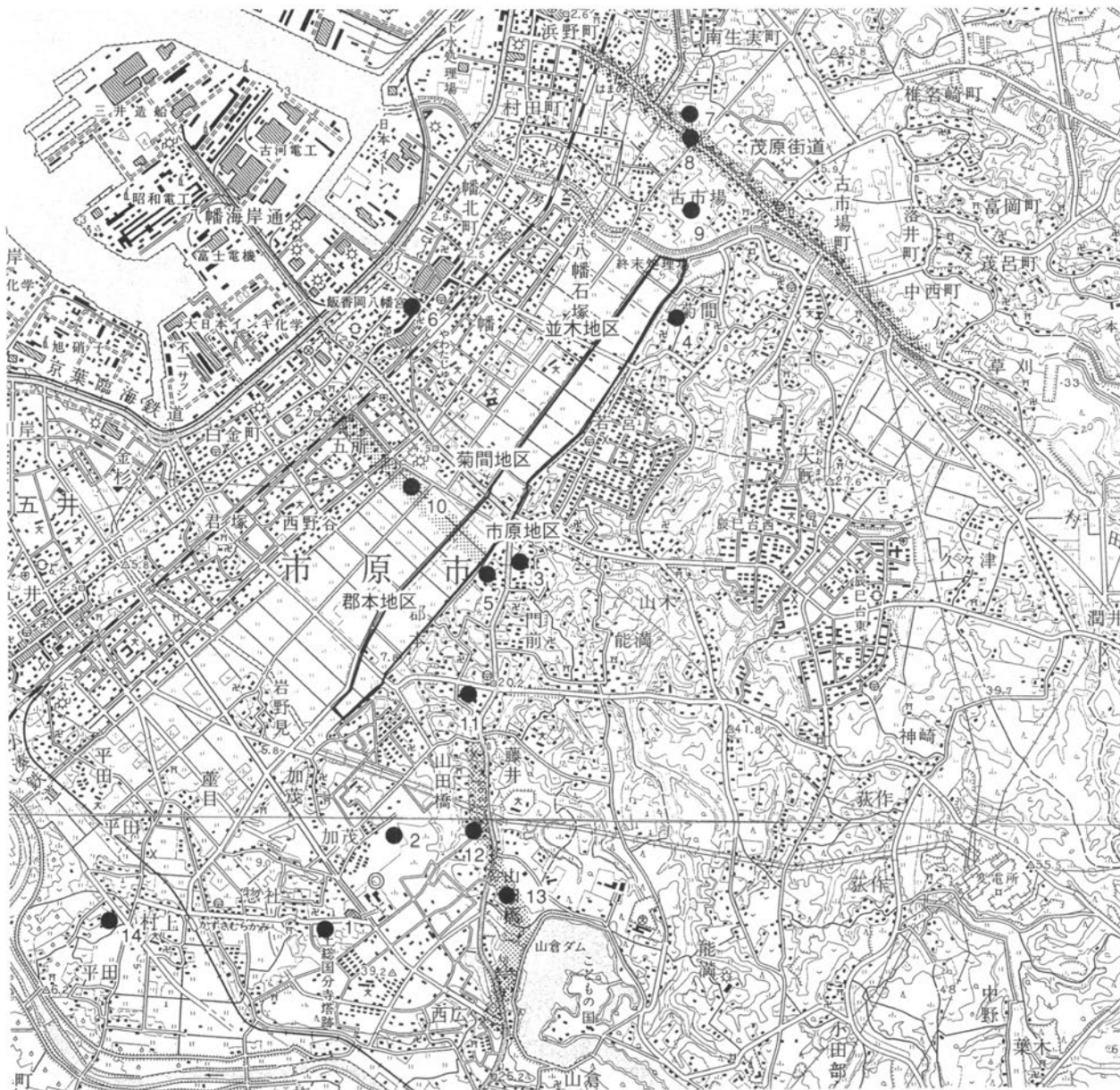
かつて千葉県内には条里型の水田区画が各地に見られ、古代以来の田園景観がよく保存されていた。これから記述する市原条里においても、古く昭和31年に平野元三郎氏によって条里型水田の存在が指摘されていたが、昭和37年～43年に実施された耕地整理事業によってかつての景観は失われ、現在その姿を窺い知ることはほとんどできない。この市原条里に考古学的な調査の手が加えられるようになったのは、東関東自動車道の建設が契機となっている。発掘調査は昭和62年度に始まり、平成5年度まで断続的に実施され、その後平成11年には報告書の刊行をみて調査成果の公表がなされている。また、隣接する仮称県立スタジアム地区においても平成8年度に発掘調査が行われるなど、市原条里に関するデータが蓄積されつつある<sup>(1)</sup>。

そこで本稿では、これまでの成果のうち市原条里の南北を約4.2kmにわたって縦断し、すでに報告書としてその内容が公表されている東関東自動車道の建設に係わる調査成果を中心に、条里開田時期の問題、条里施工範囲の推定、条里の規模などについて私見を述べることにしたい<sup>(2)</sup>。

## 2. 表層条里とこれまでの発掘成果

市原条里は東京湾の東岸、市原市市原字一ノ坪付近を中心とした標高約5mの沖積低地に展開している(第1図)。市原条里の所在する市原市北西部は古代の市原郡に比定される地域で、『和名類聚抄』によると上総国府もこの市原郡に所在したとされている。国府については現在も明確な遺構は検出されず、謎の多い状況となっている。こうした中で国府推定地として有力視されているのが、村上説など養老川にほど近い低地部と古甲説など国分寺・国分尼寺が所在する台地上で、この2地域に絞られつつある<sup>(3)</sup>。いずれの地域も市原条里に近接する地域である。このうち市原条里の東に広がる洪積台地上には、先述の上総国府推定地や上総国分寺・国分尼寺のほか、官衙関連施設と考えられる稲荷台遺跡や国分寺に先行する寺院である光善寺廃寺、市原郡衙推定地、万葉集の古跡とされる阿須波神社などが点在し、市原郡や上総国の政治・文化の中心地としての様相を呈しており、古代の土地景観や市原条里の施工主体者を考えるのに際して重要な示唆を与えている。

さて、この市原地域に所在する表層条里に最初に着目したのは、平野元三郎氏であった<sup>(4)</sup>。氏はその論著「上総国分寺付近の条里制遺構について」において、市原周辺に条里制的な水田区画が存在することと「一ノ坪」「二ノ坪」などの数詞名を伴う坪付けが残存していることを指摘した。表層条里は昭和37年～43年に実施された耕地整理事業によって失われているため、今回あらためて地籍図などを利用して条里地割りの復元を試みた。第2図は昭和36年に千葉県開発部建設課が測図した「市原地形図」をもとに、市原市五井連合土地改良区所蔵の「千葉縣市原郡五井町市原村聯合耕地整理組合地区現形及予定図」を組み合わせ作図したものである<sup>(5)</sup>。これによると市原・郡本周辺を中心に表層条里が明瞭に遺存していたことがわかり、全体としては台地に近接した東側は遺存状態が良好であるものの、西に向かい海岸部に近づくにしたがって不明瞭な様相となっている。また、この土地区画の主軸は西に約48度振れて正方位とは



- |           |             |                   |
|-----------|-------------|-------------------|
| 1. 上総国分寺  | 6. 飯香岡八幡宮   | 11. 郡本遺跡（市原郡家推定地） |
| 2. 上総国分尼寺 | 7. 古市場（1）遺跡 | 12. 稻荷台遺跡         |
| 3. 光善寺廃寺  | 8. 茂原街道調査地点 | 13. 山田橋表通遺跡       |
| 4. 菊間廃寺   | 9. 古市場（2）遺跡 | 14. 村上遺跡          |
| 5. 阿須波神社  | 10. 五所四反田遺跡 | ※網かけ部は古代道路跡       |

第1図 市原条里と周辺の遺跡（1：50,000）

ならず、海蝕崖と海岸砂丘帯に並行する関係が認められる。地割りは約109mの一町方格を基本とし、坪内は「長地型」に分割されている。長地方向は基本的に台地側から海岸側、すなわち南東から北西に向かっており、一部「北横町」、「南横町」、「横町」などの小字名が残る部分には、先の方向とは逆の北東から南西に向かう長地型地割りが存在し、南東から北西へと微地形の傾斜方向と一致するものが基本形であったことが小字名から窺える。このほかの小字名では市原に「一ノ坪」、「二ノ坪」、「三條町」、「四ノ瀬」が、郡本に「一ノ町」、「二ノ町」、「三ノ町」などの数詞を冠した小字名が存在し、両者の間は6町離れており古代の坪付けの名残がみられる。これらの数詞名をもつ小字名からは、北東隅を起点とした条里呼称のパ



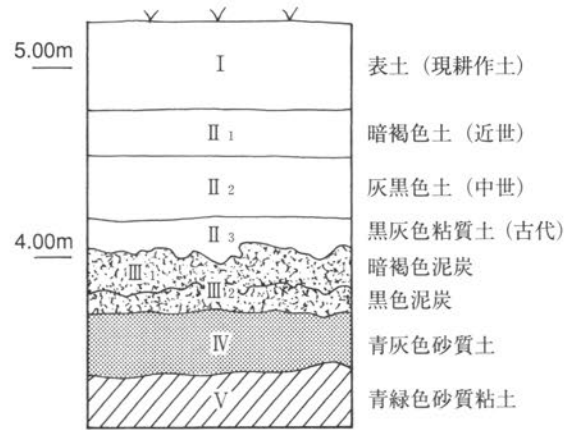
第2図 市原・郡本周辺地割復元図 (1:10,000)

ターンが復元できる。また、数詞名のほか「番匠給」, 「梶給」, 「於局給」, 「加茂給」, 「時シ免」といった給免田に由来すると考えられる小字名や、「日吉田」, 「神田々」, 「圓福寺」, 「善久寺」, 「明光院」などの小字名が分布している。

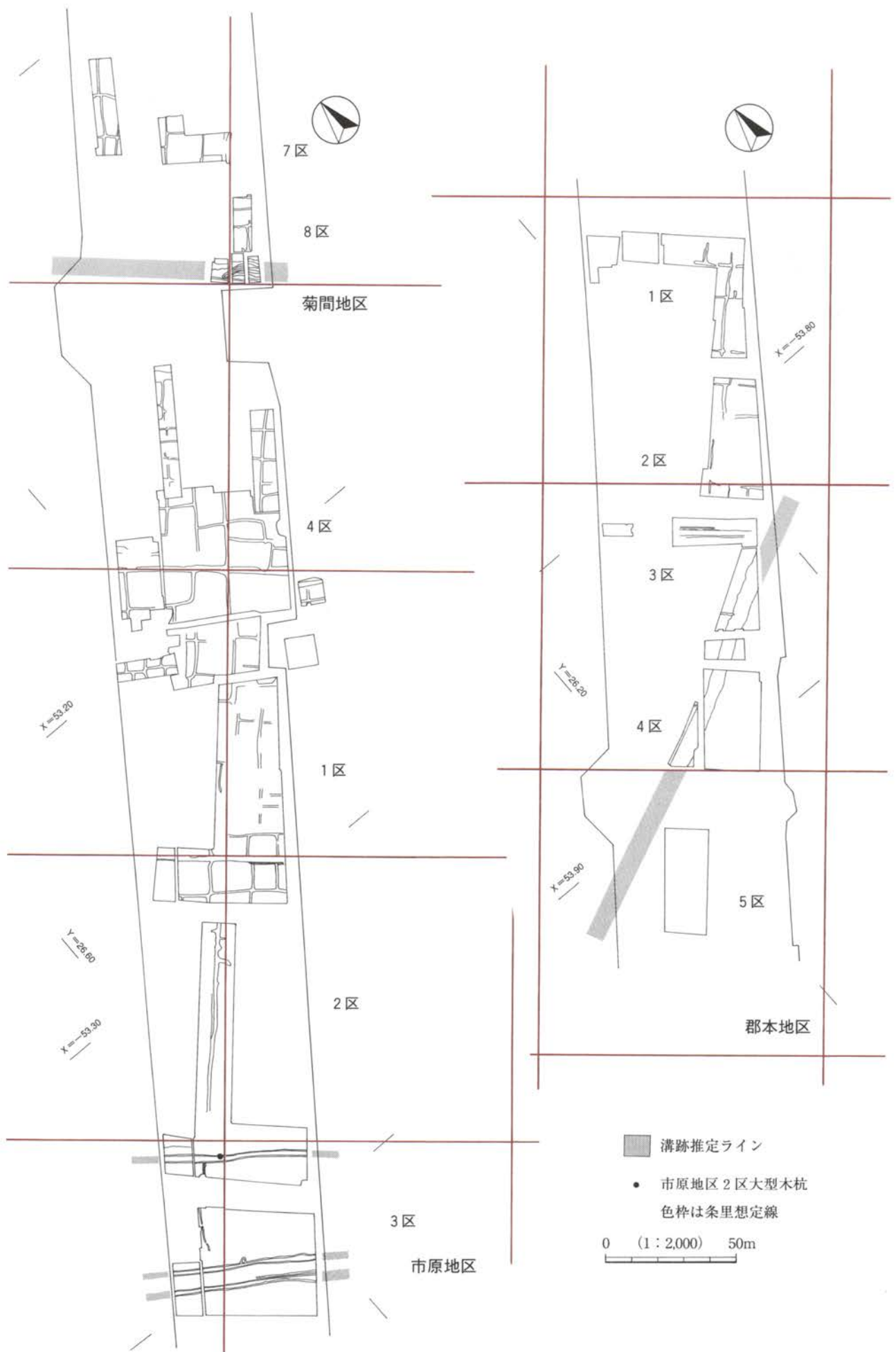
この市原条里を対象とした発掘調査は、東関東自動車道の建設に先立って実施され、海蝕崖に並行した地域を中心に幅70m、長さ4.2kmにわたって行われた。その結果、耕地整理以前において最も条里型地割りが良好に遺存していた菊間地区、市原地区、郡本地区を中心として条里に関連する水田遺構を検出することができた。調査区の土層は各地区共に現耕作土（I層）、暗灰色系の粘質土（II層）、植物遺体を多く含む泥炭質のシルト（III層）、海成砂と考えられる青灰色砂（IV層）の順に堆積しており、III層以下は自然堆積層となる（第3図）。なお、水田耕土と考えられるII層中からは宝永火山灰以外の火山灰層や洪水による土砂堆積層などを肉眼で確認することはできなかった。II層は地区によって若干異なるが最低3層には分層することができ（II<sub>1</sub>層、II<sub>2</sub>層、II<sub>3</sub>層）、分層した各層境界部分から水田跡が面的に検出された。このII層は永続的に水田耕作が行われたことによって堆積した水田耕土であり、そのため各水田面・水田畦畔の検出方法も各層で異なる結果となった。すなわちII<sub>1</sub>層下部ではマンガン斑の沈着の有無が、II<sub>2</sub>層下部では炭酸鉄の集積部分の有無が畦畔検出の判断材料となり、II<sub>3</sub>層下部では水田耕作による攪乱を受けない部分（畦畔部分）において、帯状に下層の泥炭質シルト層（III層）が見えるところを疑似畦畔と認定して検出を行った。なお、畦畔相当範囲を除くII<sub>3</sub>層とIII層との境部分には耕作による不整合面（層の巻き上がり）が発達するとともに、疑似畦畔部分では畦畔に沿って杭や木製品の集積が多数認められた。これらの層について報告書ではII<sub>1</sub>層を15～17世紀、II<sub>2</sub>層を12～14世紀、II<sub>3</sub>層を9～11世紀の堆積層と推定している。

菊間、市原、郡本の各地区で検出された中世後半～近世（II<sub>1</sub>層下部）、中世前半（II<sub>2</sub>層下部）、古代（II<sub>3</sub>層下部）の水田区画と地籍図とを比較すると、中世後半～近世、中世前半の水田は多少のズレは認められるものの、坪内地割りや坪境畦畔の歪みも含めて地籍図と一致する部分が多い。これに対して古代の水田区画は後代のものとは若干様相を異にしている。第5図は市原地区で検出された中世後半～近世の水田区画と古代の水田区画を重ね合わせたもので、第6図は地籍図に古代の水田区画をはめ込んだものである。これらの図に見られるように、古代における台地に直交する南東から北西に向かう坪境畦畔は、中世後半～近世に比べてより直線的であり、中世後半～近世では小畦畔となっている「一ノ坪」, 「六反田」間の坪境畦畔も水路を伴う立派なものとなっており、古代の水田区画がより規格的であったことを示している。しかしながら、これとは対照的に北東から南西に向かう畦畔は総じて貧弱で、坪内地割りも規格的に乏しいと言えよう。このことは台地側から海岸部に向かって傾斜する地形を画一的に遮断し、水平な田面を形成することがより困難な作業であったことによるものとも考えられる。

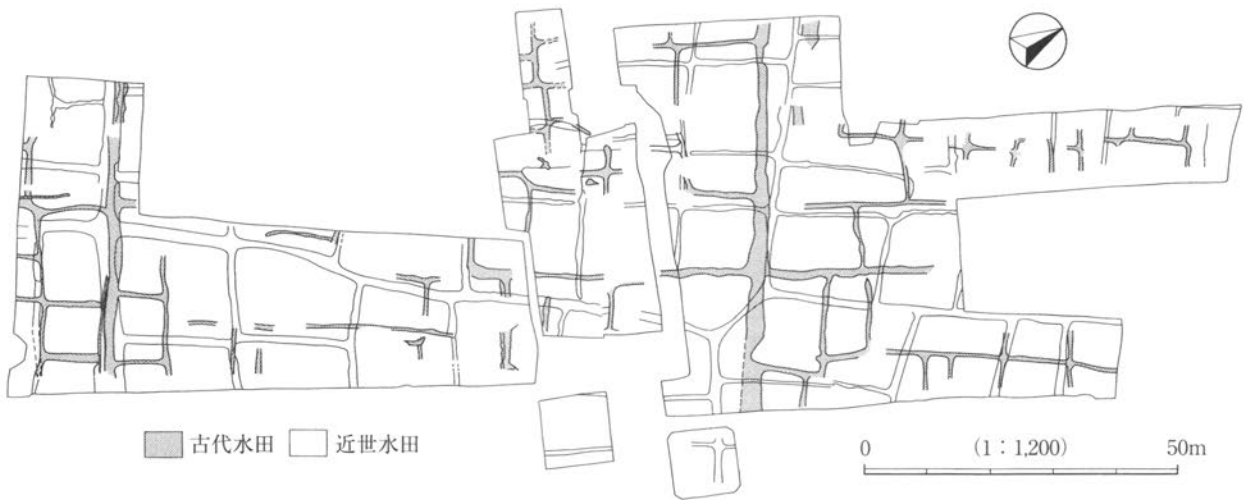
このように発掘調査で検出した中世後半～近世、中世前半、古代の水田区画は、いずれも地籍図に見られる表層条里と畦畔の方向性や間隔に共通する部分が多く、表層条里が古代の水田区画を踏襲している様



第3図 土層基本図 (市原地区 4区)



第4図 古代水田と条里想定線



第5図 市原地区1区・4区検出の古代水田と近世水田



第6図 市原地区検出の古代水田跡 (破線：条里想定線，網かけ部：古代道)



子を明らかにすることとなった。では古代まで遡る条里型水田遺構が、実際古代のどの時期に施工されたものなのか次に検討することとしたい。

### 3. 市原条里開田時期の推定

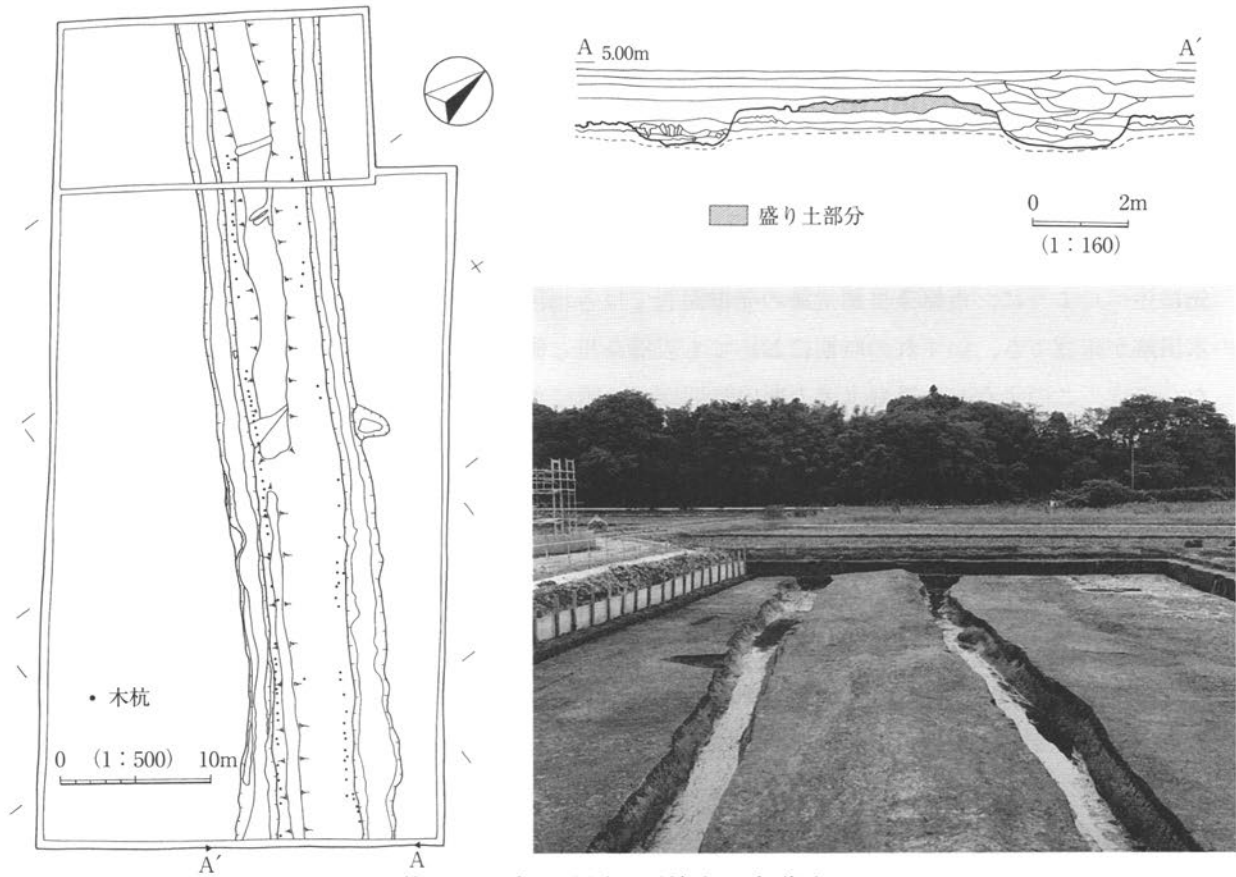
先に述べたように、市原条里制遺跡の発掘調査では各地区で中世後半～近世、中世前半、古代の3時期の水田跡が確認でき、いずれの時期においても表層条里と概ね規模・方向性が一致することが明らかとなった。では、このような条里型水田の開田時期はいつ頃に求められるのであろうか。

発掘調査報告書では開田時期に近いⅡ<sub>3</sub>～Ⅲ<sub>1</sub>層検出の水田跡（上記のⅡ<sub>3</sub>層下部と同遺構）について「9世紀後半～11世紀」の遺構としつつも、最終的には全国の条里型水田跡の調査事例に照らして「11世紀」の成立であると結論づけている。しかしながら、具体的な時期決定の根拠となった遺物やその出土状況などについての説明がなく、詳細は不明のままとなっている。また、Ⅱ<sub>3</sub>～Ⅲ<sub>1</sub>層検出の水田跡の年代とされる「9世紀後半～11世紀」も、報告書第1章で述べられているⅡ<sub>3</sub>層の年代観をそのまま当てはめたものと考えられる。このⅡ<sub>3</sub>層の年代は永続的に農作業が行われた結果堆積した耕作土層の年代幅であり、必ずしも開田時期を示すものではないといえよう。そこでこれまでの調査成果を再度検討することから条里開田時期の推定を行うこととしたい。

条里開田時期を推定するのに有効な資料として、条里型水田に先行する遺構の存在があげられる。市原地区3区で検出された道路跡と郡本地区3区・4区で検出された溝跡がこれに該当し、条里型水田の上限を示すものといえる（第4図）。また、条里地割りと一致する溝跡は条里施工時期を具体的に示すもので、菊間地区8区で検出された流路跡は出土遺物も多く有効な資料である。このほかの資料としてはⅡ<sub>3</sub>層下部検出の水田跡に伴う遺物の存在があげられる。先に述べたように、Ⅱ<sub>3</sub>層下部検出の水田跡は耕作による攪乱を受けない畦畔部分において下層の泥炭質シルト層（Ⅲ<sub>1</sub>層）が残存し帯状に見える場合があり、その部分を疑似畦畔として認識したものである。通常調査期間の関係から、疑似畦畔を検出した段階で調査を終了していたが、水田時期をより明確にするために市原地区1区・2区の一部と4区、菊間地区7区については、遺構検出面から泥炭質シルト層（Ⅲ<sub>1</sub>層）が完全に露出するまでⅡ<sub>3</sub>層の除去をおこなった。約15cm～20cmほどの掘削幅であるが、そこから得られた資料は後代の耕作によるコンタミを含むとはいえ年代推定の補助的資料といえる。では次にこれらの遺構と遺物について具体的に検討したい。

#### （1）市原地区3区で検出された道路跡について

この道路跡は両側に幅約1m、深さ約1.3mの側溝を伴うもので、道路幅は5.5mである（第4・7図）。道路面の路肩部分には杭が打ち込まれ、路面はⅣ層に相当する青灰色砂質土を用いて舗装されている。この青灰色砂質土の直下には自然堆積層である泥炭質シルト層（Ⅲ層）が堆積している。この泥炭質シルト層は水田耕土下で確認されるものと同じであるが、水田耕土（Ⅱ<sub>3</sub>層）下の泥炭質シルト層は耕作の影響を受けているため、検出面の標高が低いのにに対して、道路下のものはより高い位置から確認することができた。また、青灰色砂質土の盛り土と泥炭質シルト層との間には水田耕土を示すような暗灰色系の粘質土（Ⅱ層相当層）は認められない。これらの状況は水田部分を改変して新たに道路を造成したのではなく、



第7図 市原地区3区検出の古道跡

道路が水田に先行して造られたことを示している。また、この道路跡は「一ノ坪」を起点とした一町方格地割りでは、ちょうど半町に相当する部分を斜めに通っており、条里型の水田地割りとは明らかに合わない。また、道の方向性についても西に約60度振れており条里方向とも一致しない。先の土層堆積状況と合わせて、この道路跡が条里型水田に先行する遺構であることを明確に示している。

では、この道路跡はいつ頃施工されたものであろうか。この道路跡の北側側溝は南側側溝に比べ廃絶時期が早く、溝埋没後には水田耕土である暗灰色系の粘質土が溝の上面を覆っている。この北側側溝ならびに道路面の盛り土内を調査したが、施工時期を示す良好な資料は得られなかった<sup>(6)</sup>。東関東自動車道建設に伴う調査では長さにして54m分の検出であったが、海岸に向う延長線上に位置する五所四反田遺跡や台地上に所在する稻荷台遺跡、山田橋表通遺跡などでも同規模の道路跡が確認されている<sup>(7)</sup>。これらの遺構は航空写真で確認されるソイルマークや地籍図などから判断して、本来は相互に結び付いて一本の道路として機能していたものと考えられ、道路跡からは若干の遺物が出土している。稻荷台遺跡G地点からは9世紀前半の遺物が出土し、Hトレンチからも9世紀代の遺物が出土した。また、平成14年度調査部分では道路に並行する2条の溝が検出され、出土遺物から8世紀に遡る可能性が考えられている。このことから市原条里制遺跡での道路跡も8世紀後半代から9世紀前半には施工されていた可能性が高いといえよう。なお、市原条里制遺跡や五所四反田遺跡などの沖積低地に所在する部分は「ナカミチ」または「オオミチ」と呼ばれ、耕地整理前まで道路として機能していたことが知られている。また、飯香岡八幡宮の秋季大祭に関する「柳楯神事」の中でも重要な柳楯渡御ルートとなっており、周辺地域においても特別な道路として位置づけられている。

## (2) 郡本地区の溝跡について

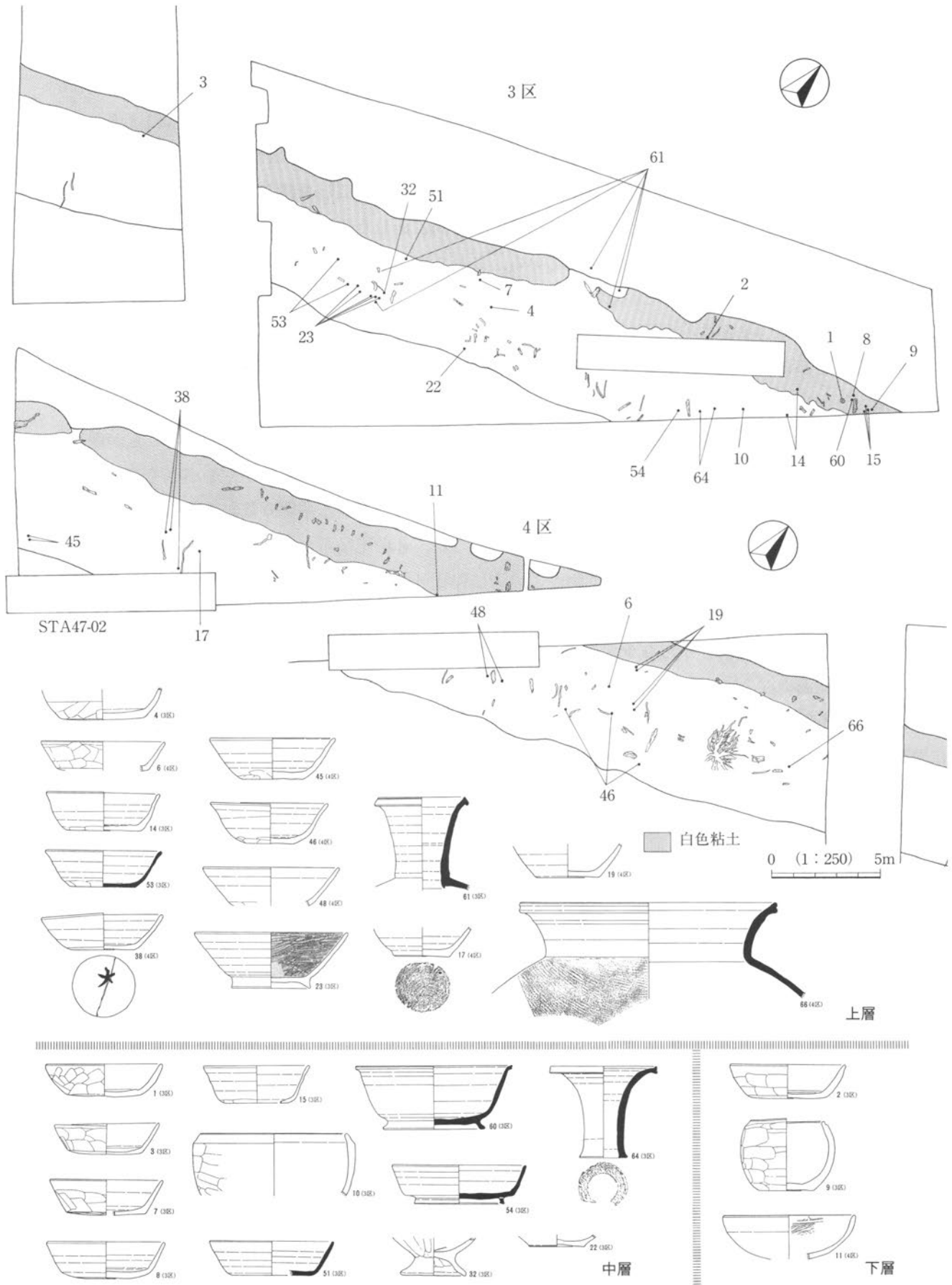
郡本地区3区・4区に所在する溝跡で、幅5.8m、深さ25cm～30cmを測り、北東方向から南西方向に向けて約80mの長さにわたって検出された。溝の主軸方向は西に115度振れており、条里型水田区画とは明らかに異なる方向性を示している(第4・8図)。郡本地区においても近世、中世、古代に相当する水田跡を検出しているが、これらの水田畦畔は表層条里と方向性、規格、間隔を同じくし、溝とは異なっている。溝はⅢ層(泥炭質シルト)を切って構築され、海岸方向に面した北西側面には白色粘土が帯状に貼り付けられ、下部には杭が打ち込まれ補強されている。これらの施設は水が標高の低い海岸方向に流出するのを防止する堤防の役割を果たしていたものと考えられる。

この溝からは比較的まとまった数の遺物が出土しており、これらは出土位置から概ね上層、中層、下層に分別することが可能である。第8図に示したものは報告書に掲載された溝覆土出土の遺物で、上から上層、中層、下層に分けて図示した。これらを見ると中・下層では胴上部まで手持ちヘラケズリが施された土師器杯や高台付きの須恵器杯・椀類が多く、8世紀後半代の遺物が主体を占めていることが理解される。上層の遺物では中・下層と同様に8世紀代の遺物がみられるほかに、底径がやや小さくなった9世紀前半代に比定される土師器杯類も確認されるようになる。このほか回転糸切り後無調整の杯など9世紀後半に位置づけられる遺物(17・19)も若干出土しているが、8世紀後半から9世紀前半の遺物に比べ遺存率が著しく低い破片であり、これらの遺物がこの溝に伴う可能性は低く、むしろ水田耕作土に帰属するものである可能性のほうが高いと考えられる。また、4区の南西部分には上層試掘トレンチSTA47-02があり、Ⅱ層とⅢ層との境部分から9世紀後半代の土師器杯がまとまって出土している(第9図)。このトレンチは調査範囲の3分の1程度が上記の溝に含まれるとともに、南側は坪境畦畔想定位置にあたる。遺物出土位置が不明なため確定はできないが、溝の他の部分からは同時期の遺物が見られないことから畦畔に関連する遺物である可能性が高いものと考えたい。

以上のように郡本地区で検出された条里方向と異なった方向性を示す溝跡は、8世紀後半代には構築され、少なくとも9世紀前半までは使用されていたものと考えられる。また、9世紀後半の遺物については現段階では条里型水田に伴う可能性が高いものと考えられる。これらの結果から少なくとも表層条里へと継承される古代の条里型水田区画は、9世紀前半までは遡らないことが明らかとなった。また、この溝については灌漑用水路としての機能が想定されることから、当時周辺部に水田が存在していたことを物語っている。しかしながら、現在までのところ、この溝と方向性が一致する古代の水田跡は検出されていない。また、先の市原地区の道路跡との関係をもみても、方向性の相違から両者を基準とした方格子割りを復元することはできない。このように条里型水田区画に先行する水田の存在は推定されるものの、それらは広域的に規格性をもった水田ではなく、地域限定的なものであったと考えられよう。

## (3) 菊間地区の流路跡について

菊間地区8区で検出されたもので、現在の国道297号線に並行して流れる新田川とほぼ一致する流路である(第4図)。調査では幅7.0～8.8m、深さ90cm、長さ18.3mの遺構を確認しており、001～003の3遺構として調査を行った。実際調査段階においてはセクション面から3遺構に分別が可能であったが、平面的にそれらを分けることは困難であり、結果として出土遺物をそれぞれの遺構に明確に帰属させることはで



第8図 郡本地区3区・4区検出の溝と遺物 (遺物番号は報告書掲載番号)

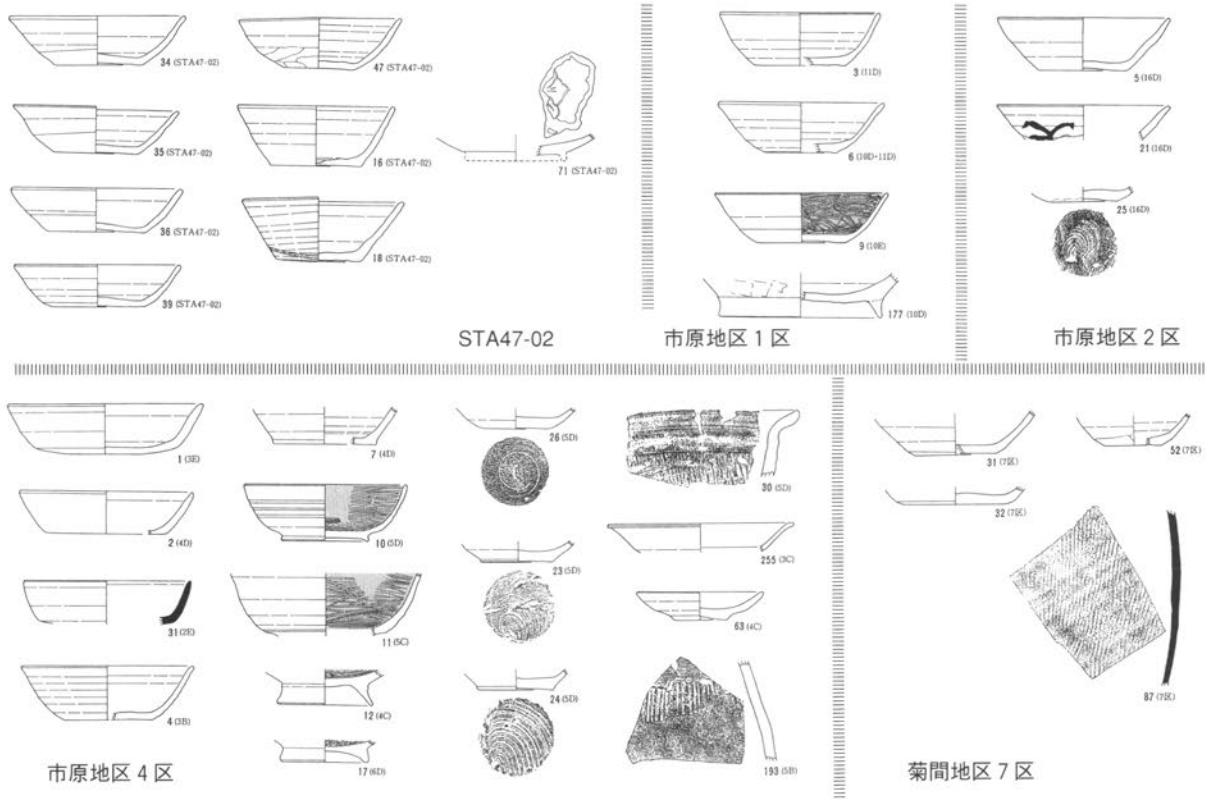
きなかった。なお、報告書に掲載された出土遺物には、遺物台帳に基づき001～003の遺構番号が付けられているが、本稿ではこれまで述べてきた状況からこれらを一つの遺構として取り扱うこととしたい。さて、この流路からは多量に出土した土器類のほか、直柄鍬や鎌柄などの農具類、男茎状木製品や浄瓶、「佛」名の墨書土器なども出土している。また、周辺部からは人形が2点出土しており、祭祀的な様相の強い遺構と考えられる<sup>(8)</sup>。出土した土器類は土師器杯が主体であり、若干の須恵器杯類や灰釉陶器が含まれ、甕などの煮沸具はほとんど認められない。遺物の年代相を見ると8世紀終末段階から10世紀後半に位置付けられるものまで幅広い内容となっている。

先に述べたようにこの流路は現在の新田川の原形をなすもので、その源は能満付近に求められ、光善寺廃寺の北側を流下するものである。現在の新田川の流れを見ると条里型水田区画と方向性が一致し、想定条里の一町スパンにもっている。このため、この流路から出土した年代観が条里開田時期を示すものとも考えられる。この古代の流路については、先行する縄文時代後期のものが市原地区4区で検出されており、能満周辺の谷津部分から海岸に向けて幾筋かの流れが古くからあったものと考えられる。したがって、菊間地区8区で検出された流路も当初よりその場所にあった可能性を否定することはできず、条里開田に伴って流路の整備・改修がなされたことも考えられる。菊間地区の流路の性格を判断するには、国道となっている現道下の調査を含めた流路の変遷過程が確定してのち初めて可能となるものといえよう。

#### (4) 水田耕土下出土の遺物

条里開田時期に最も近い水田跡は、Ⅱ<sub>3</sub>層下部で検出された水田跡である。この水田跡はⅢ層（泥炭質シルト）が耕作の影響を受けず、帯状に見えるいわゆる疑似畦畔Bを目安として検出を行ったものである。通常調査日程上の問題から疑似畦畔を確認した段階で調査を終了しているが、菊間地区7区、市原地区4区、1区大畦畔部分、2区側道部分については、Ⅱ<sub>3</sub>層下部の疑似畦畔確認面からⅢ層が完全に検出される部分までを掘り下げ遺物の収集を行った。このⅡ<sub>3</sub>層下部からⅢ層にかけて出土した遺物を示したものが第9図である。これらの遺物は永続的な耕作を受けたもので、全てが一次的にこの水田に伴うものとは言い難い。そのため第9図に見られるように、突出して時代の下中世段階の常滑製品やカワラケなどの遺物が極少量混入するのも事実である。このような資料的な制約を踏まえた上で改めて出土遺物を見ることとしよう。第9図に示したもののうち、市原地区4区の資料は8世紀後半から10世紀代の遺物まで含まれ、比較的長い時間幅をもつ遺物が混在している状況を示している。市原地区4区は先の菊間地区8区で検出された流路跡にもっとも近い調査区で、遺物の年代幅も流路出土遺物と共通していることは注目されよう。市原地区4区を除く菊間地区7区、市原地区1区大畦畔部分、2区側道部分の3地点出土の遺物は、いずれも9世紀中頃から後半にかけての遺物に限定される傾向が認められる。市原地区4区が水田区画内を中心に出土した遺物であるのに対して、それ以外の地区では坪境大畦畔に相当する部分から出土したものが多く、耕作による影響が比較的少ない資料といえよう。

これまで述べてきた各遺構出土の遺物年代観をまとめると第1表のようになる。条里型水田に先行すると考えられる市原地区の道路跡は、台地上の同様遺構の内容から8世紀段階に遡る可能性があり、少なくとも9世紀前半代には存在していたことが明らかとなっている。また、同じく条里型水田に先行する遺構である郡本地区の溝跡は8世紀後半代に構築されたもので、9世紀前半まで存続していた可能性が高いも



第9図 水田耕土下出土の遺物（遺物番号は報告書掲載番号）

第1表 各遺構出土遺物年代分布

	8C			9C				10C	
	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4	1/4	2/4以降
郡本溝			■						
STA47-02					■				
市原古代道			■	■	■	■	■		
菊間流路			■	■	■	■	■		
市原1区					■	■			
市原2区					■	■			
市原4区			■	■	■	■	■		
菊間7区						■	■		

のと考えられる。このため古代の条里型水田は9世紀前半までは遡らないことが明らかとなった。

これに対して条里型水田に伴う遺物では、市原地区4区の遺物に年代幅が認められるものの、このほかの3地区では9世紀中頃から後半にかけての遺物のみが限定的に出土する状況を示している。ここで若干問題を残す資料が、郡本地区STA47-02上層試掘トレンチ出土遺物と菊間地区8区検出の流路出土遺物である。郡本地区STA47-02トレンチを上層本調査の図面にはめ込むと、8世紀後半代に構築された溝跡に3分の1程度の部分が重なることが分かる。このトレンチからは9世紀中頃から後半にかけての土師器杯類がまとまって出土している。トレンチ調査のため遺物ドット図などは作成されておらず詳細な出土位置は不明であるが、調査段階の野帳などによるとⅡ層（暗灰色系粘質土）とⅢ層（泥炭質シルト）の境部分から遺物が出土した旨の記載が残されている。また、比較的認識しやすい溝覆土を構成する砂層についての記載は見当たらなかった。このような出土状況や溝跡出土遺物との年代的なズレ、加えてこのトレンチの設定位置が想定坪境畦畔に相当することなどを考え合わせると、STA47-02出土遺物は溝跡に伴うものではなく条里型水田に伴う遺物であると考えたほうが妥当性が高いといえる。次に菊間地区8区の流路跡についてであるが、この流路は現在の新田川に相当するもので地籍図や航空写真から条里型水田と方向性が一致することが明らかとなっている。流路内からは8世紀終末から10世紀後半にかけての遺物が出土しており、8世紀終末にはこの流路が存在していたことが想定される。この結果は一見すると他の調査成果とは矛盾するように思われ、この流路のみから考えると8世紀終末には条里型水田が存在していたように解釈されてしまう。しかしながら、上述のとおり流路自体は縄文時代後期からルートを変えながら存続しており、当然条里型水田に先行する流路も存在したものと考えられる。このため菊間地区8区で検出された流路の解釈については、流路自体の変遷過程を解明したうえで判断されるべき内容であり、条里型水田開田時に既存の流路を改修した可能性も考えられる。

以上のことを踏まえると、報告書では条里型水田の時期について「9世紀後半～11世紀」としつつも結論的には「11世紀代」の水田とした年代観とは大きく異なり、古代の条里型水田は9世紀中頃から後半にかけて成立したものと結論づけられよう。なお、郡本地区の溝跡に農業用水的性格が想定されることから、条里型水田に先行する水田の存在は確実視される。しかしながら、市原地区の道路跡盛り土下に水田耕土を示すシルト層が認められないことや、この道路跡と郡本地区の溝跡とを基準線とした方格地割の設定が不可能であることなどから、条里型水田以前の水田は広範囲を網羅的に取り込んだ広域的・規格的なものではなく、地域的、部分的な水田であったと考えられよう。

#### 4. 条里範囲の推定と古代条里水田の規格・構造

前項までの考察によって、表層条里として残されていた条里型水田の開田時期は、概ね9世紀中頃から後半であるとの結論を得ることができた。ここではこの条里型水田はどの範囲において施工されたものであるのか、また、その水田はどのような規格のもので、どのような形態であったのかを考察することとしたい。

「2. 表層条里とこれまでの発掘成果」の項で述べたように、表層条里と古代の水田跡とは坪境畦畔を中心に一致する点が多くあり、基本的に古代以来の水田区画が現代にまで踏襲されていたことを示した。



第10図 昭和22年当時の市原条里（極東米軍撮影）

このような結果を基に、まず表層条里の分布範囲から古代の条里型水田の範囲を推定することとしたい。表層条里が存在していた可能性が高い五所・八幡周辺は、それぞれ五所が昭和37年から昭和43年にかけて、八幡が昭和27年から昭和29年にかけて耕地整理事業が実施され、現在古い水田景観を見ることはできない。これに対して市原市古市場周辺では耕地整理が行われておらず、表層条里が今も残存している。すでに古い水田景観が失われている地域に対する表層条里の復元には地籍図などが有効である。幸いにして当地域には耕地整理事業に先立って作図された「現形及予定図」が保管されており、貴重な資料となっている。また、第10図の昭和22年に極東米軍によって撮影された航空写真も耕地整理以前の水田景観をよく留めている。これまで述べてきたように、市原条里は海蝕崖と海岸砂丘帯に規制されているため正方位の区画ではなく、西に約48度振れた区画を示している。この西約48度振れの水田区画を先の地籍図と航空写真から確認すると、北は茂原街道、東は海蝕崖、南は大字加茂・岩野見付近、西は海岸砂丘帯周辺までの範囲で条里的な水田の存在が認められる。それでは次に海蝕崖によって画される東を除いた北・南・西の条里限界線について、表層条里のあり方や発掘調査の成果を踏まえて具体的に検討することとしたい。

#### （1）市原条里の北限を画する茂原街道について

通称茂原街道は千葉市中央区浜野町から茂原市へと通じる道路で、浜野町から緑区中西町までの沖積低地部分約3kmが直線的な道路となっている。この直線部分の主軸方向は市原条里と同じく西に約48度振れている。道路の南に隣接する市原市古市場周辺には、市原条里と同じ規格をもった水田区画が認められ



る。これに対して北側には市原条里と同じ方向性をもつ水田は認められず、若干北に位置する千葉市緑区椎名崎町周辺では、東に2度振れた水田区画が存在している（第1・10図）。この茂原街道周辺では、東関東自動車道建設に関連して3地点で発掘調査が実施されている<sup>(9)</sup>。

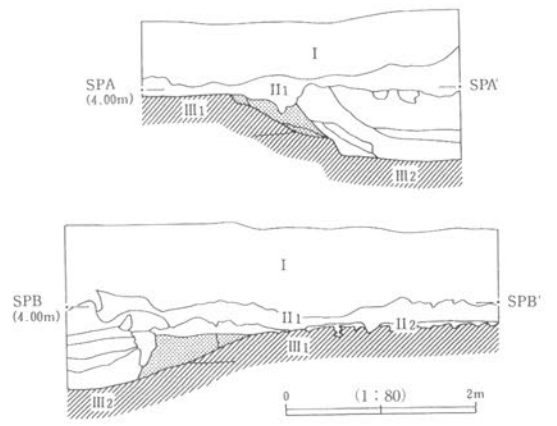
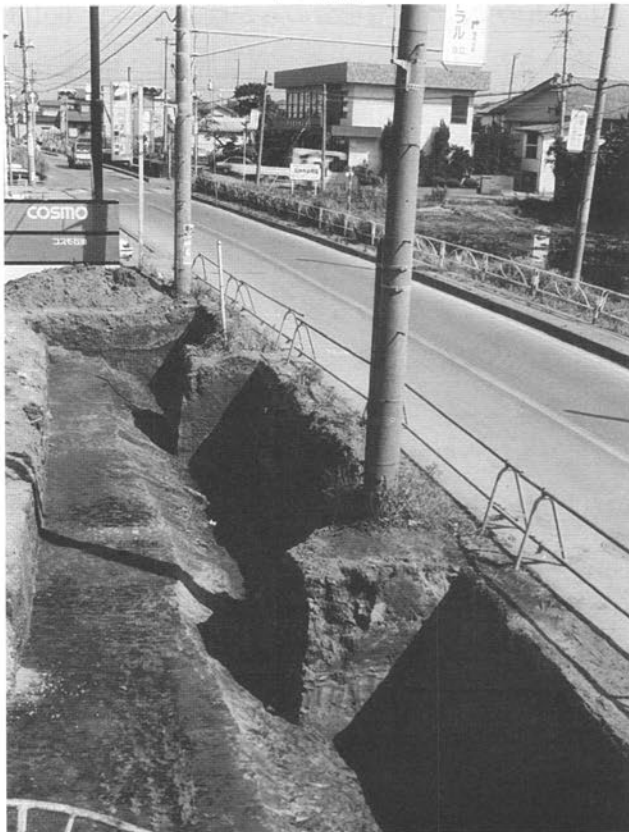
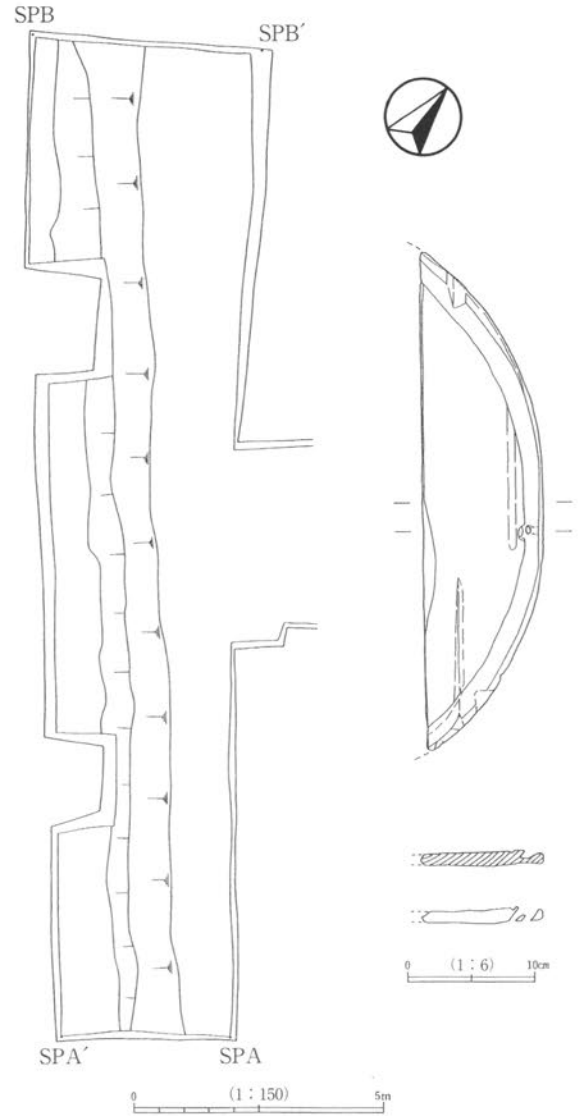
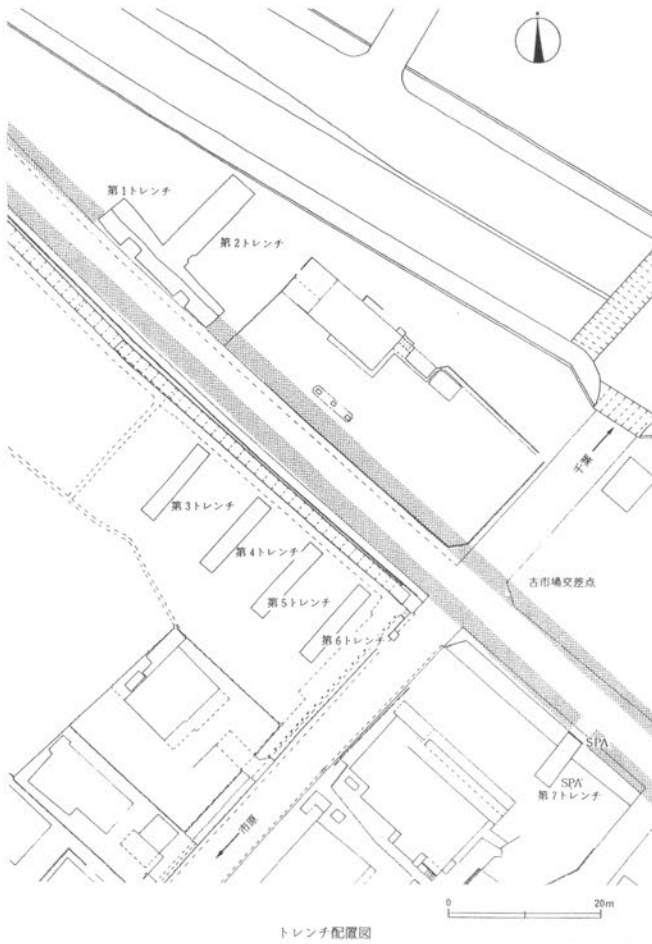
茂原街道の北側に位置する古市場（1）遺跡では、古墳時代前期の遺物を含む流路跡と近世以降の所産とされる溝2条が検出された。このうち近世以降の溝2条はほぼ並行して造られ、北側の溝は幅0.6m、深さ25cm、長さ137m、南側の溝は幅1m～2m、深さ10cm～20cm、長さ60mの規模をもっている。この2条の溝の間隔は約80mあり、主軸方向は西に約38度振れており市原条里の方向性とは合わない。なお、古市場（1）遺跡からは奈良・平安時代の遺物は出土していない。これらのことから地籍図や航空写真の結果と同様、市原条里の水田区画が茂原街道の北に展開していた可能性は低いものといえよう。

茂原街道の南側に位置する古市場（2）遺跡からは、木製品集中地点が検出されている。木製品には釘止め式穂摘具の木台部や輪カンジキ型田下駄などがあり、市原条里制遺跡出土の木製品と同様な組成を示している。これらの木製品は市原条里制遺跡での出土状況から考えて、泥炭質部分の畦畔を補強するために埋め込まれたものと考えられる。また、土器類でも8世紀末から9世紀初頭の須恵器杯や9世紀後半代の土師器杯などが出土しており、市原条里制遺跡の様相と類似している。

このほか茂原街道そのものについても部分的な調査が実施されている（第11図）。調査は現道を挟んだ両側にトレンチを設定して行われた。このうち現道の北側に設定した第1トレンチから001号跡を、南側に設定した第7トレンチから002号跡を検出した。001号跡は茂原街道に並行して長さ20mにわたって検出されたもので、新旧2時期の溝跡からなる。いずれの溝も現道下に遺構が入り込んでいるため完掘はできなかったが、新しい溝で幅1.7m、深さ70cm、古い溝で残存幅0.7m、深さ30cmであった。また、南側の溝002号跡は、現在使用している農業用水に沿って検出されたもので、溝の肩部分のみが確認できた。001号跡と002号跡の2本の溝はそれぞれ茂原街道に並行して検出されている状況から、両遺構は古い段階の茂原街道の側溝であった可能性が高いと考えられる。また、両溝の心々間距離が約6mになることや現道が約3kmにわたって直線的な道路になっていることなど、古代官道の特徴と一致する点が多い。なお、001号跡のうち新しい溝からは土師器細片と条里畦畔内からしばしば出土するものと同様な円形曲物の底板が出土し、同遺構が古代にまで遡るものであることを示している。

このように、茂原街道を挟んで北側では市原条里と方向を同じくするような表層条里や遺構が確認されないこと、南側では市原条里と同方向の水田区画や古代に遡る木製品集中地点が検出されていること、茂原街道は市原条里と方向性が一致し、古代に遡る道路跡であることなどを考え合わせると、市原条里の北限はまさに茂原街道であったといえよう。また、市原条里制遺跡市原地区周辺に残された数詞名を伴う小字地名は、北東隅に位置する区画を起点として番号が付けられており、そのような意味からも条里の北限を示す茂原街道が市原条里施工上の基準線となっていたことが窺える。

この茂原街道は現在の千葉市と市原市との行政境をなしている道路で、近世以前の上総国と下総国の国堺となっていた道路でもある。これまでの検討により、市原条里の開田時期が9世紀中頃から後半にかけてということになると、この茂原街道の成立、すなわち上総国と下総国との国堺ラインの成立も少なくとも9世紀中頃から後半以前に遡ることが立証される。なお、この道路跡は先述のとおり古代の官道跡と共通する点が多い。古代東海道の千葉県内における通過ルートは未だに確定していないが、そのルートは駅伝制の性格から都への最短距離が選択された可能性が高く、当地域では海岸砂丘帯上が有力視されている。



- I 層 盛り土
- II1層 灰黒色土
- II2層 灰黒色土+黒色泥炭
- III1層 黒色泥炭
- III2層 茶褐色泥炭
- スクリートーンは古い溝

第11図 茂原街道に沿った溝と遺物



して存在していたのかは今後の研究によるところが大きいですが、この周辺に至って市原条里と方向性を同じくする水田区画は消滅する。なお、養老川右岸に相当する大字惣社周辺には東に9度振れた水田区画が存在し、市原条里の水田区画が惣社付近まで広がらない状況を示している。

### (3) 海岸部へと広がる西限について

海岸部により近い西側の水田は、台地縁辺部に比べて表層条里に乱れが多く、西限についてははっきりしない点が多い。市原条里制遺跡の西約500mに位置する五所四反田遺跡からは、古墳時代中期の円墳、後期の大溝、奈良・平安時代の道路跡と溝、中世の溝などが検出されたが、古墳時代中期において当地域が墓域として存在していたことは注目される<sup>(12)</sup>。また、正式な報告書が未刊のため詳細な遺構帰属時期は不明であるが、奈良・平安時代の37号溝や中世の溝などは市原条里の方向性と一致するものと考えられる。このことから五所四反田遺跡周辺までは市原条里と同様な水田区画が存在していたものと思われる。

しかしながら、さらに西に位置する旧国道16号線（現千葉・鴨川線）については市原条里の方向性と一致する部分も認められるものの、全体としては海岸砂丘帯による制約を強く受けているといえる。このことから市原条里の区画は、旧16号線の位置までは達していなかった可能性も考えられる。現段階では西限については不明な点も多く明確なことは分らないが、概ね条里範囲は海岸砂丘帯前後に求めることができよう<sup>(13)</sup>。

このように見てくると市原条里の範囲は、東に位置する大厩・草刈周辺を含めるとほぼ旧市原郡の沖積低地を網羅する範囲であったと考えられる。

次に市原条里の規模と構造について若干述べることにしたい。これまでも述べてきたように、市原条里は海蝕崖と海岸砂丘帯に制約された沖積平野に開田したため、それら自然地形の規制から西に48度振れた水田区画が採用された。また、表層条里と古代条里とでは坪境畦畔を中心に一致する点が多く、古代に開田された条里型水田が現在にまで継承されていたことが分かる。しかしながら、細部になると若干の違いも認められる。それは古代の水田区画においては、台地周辺部から海岸部へと向かう南東―北西方向の坪境畦畔は明瞭で規格性が高いのに対して、これに直交する坪境畦畔や坪内地割りはそれほど規則的な形態はとっていないことである。このことは開田当初においては台地周辺部から海岸部へと向かう傾斜面を規格的、画一的に造成することが土木工法上困難であったことに起因するものと思われる。また、検出された坪境畦畔はほぼ109m程のスパンをもつものであるが、市原条里全体の表層条里を検討すると109m方眼でも多少のズレが生じる可能性が考えられる。このズレが地殻の変動によって生じたものか、規格そのものの違いなのかは現段階では不明である。なお、条里余剰帯のようなものは認められない。

このような条里型水田の施工上の基準を示すものと思われる杭が市原地区2区から出土している（第13図）。この杭は2区の坪境畦畔に伴う溝肩部分から直立した状態で出土したものである。2区の坪境畦畔は、表層条里ですでに坪内地割りと同規模の小型の畦畔となっていたが、古代面においては幅3m、深さ20cmの大型の溝を伴うものであったことが明らかとなっている。この杭は長さ約125cm、最大径が約25cmのアサダ製で、表面は先端に向けて手斧により細く削り込まれている。また、側面は面取りがなされ、一側面には縦方向に幅5cm、長さ60cmの溝が彫られている<sup>(14)</sup>。用材の規模から比較的大型な建物の建築材を再利用したものであることが理解できる。なお、出土土層断面を観察したが、柱穴等の掘り込み

は確認できなかった。杭の大きさから判断して、その埋設にあたっては、カケヤなどによる打ち込みでは不十分であり、ヤグラなどの大がかりな施設を設置した打ち込み作業が必要であったと考えられる。また、杭が構造物の一部をなすものであるかどうかを確認するため、周囲を広い範囲で掘り下げたが同様な杭や痕跡は検出されなかった。出土した溝肩部分が、想定される坪境畦畔の交点付近に相当することを考え合わせると、この杭が条里施工に伴う基準杭の役割をもっていた可能性が高いものと考えられる。



第13図 市原地区2区の木杭

次に開田当時の水田状況について考えることとしたい。これまでの市原条里における各調査地点（台地側に偏在しているが）においても古代水田耕作土層下にはほぼ全域にわたって泥炭質シルト（Ⅲ層）の堆積が確認されている。この泥炭質シルト層については数地点でプラントオパール分析が実施されており、ヨシ属が卓越する結果となっている<sup>(15)</sup>。このことから条里開田以前の状況としては一部分で水田化されていたものの、台地周辺部の多くの土地が湿地帯となっていたものと想像される。この湿地帯において水田を開いたため、当初の水田状況はいわゆる強湿田であったと考えられる。坪境畦畔の直下から木製品や杭が多量に出土するのも、湿田のため軟弱となる畦畔を補強する目的から埋め込まれたことによるといえよう。このような湿田の状況は徐々に乾田へと改良されていった。12世紀から14世紀頃の水田耕作土と考えられるⅡ<sub>2</sub>層には多量のロームブロックが含まれるようになり、乾田化を目指した土壌改良として台地上から多量の土砂を搬入した様子が窺える。なお、Ⅱ<sub>2</sub>層段階の水田になると台地に並行する畦畔や坪内地割りも含めて表層条里と共通する水田区画が出現するようになる。この段階の再整備で注目されるのが、市原地区4区の南東-北西方向の畦畔である。この畦畔下には新田川の旧流路となる縄文時代後期の河道がある。古代段階では直線的であった畦畔が中世前半段階には、旧河道に沿って変形した形態を取るようになる。おそらく下部にある旧河道の影響によって水田の保水等に障害が生じたため、畦畔を湾曲させたものと考えられる。古代段階ではとにかく直線を指向していた畦畔が、この再整備では実際の土地条件に即した形態へと変化した様子を示している。こうした中世前半段階の条里型水田の再整備によって現代まで続く表層条里と灌漑システムの原形が完成したものといえよう。

## 5. 発掘された千葉県内の条里遺構

県内ではこれまでに上総、安房地域を中心に表層条里の存在が指摘されてきた<sup>(16)</sup>。また、近年ではこれら表層条里についての発掘調査事例も増加しつつある。ここでは発掘された条里遺構について概観しながら、市原条里との比較検討を行うこととしたい。県内で条里遺構に対して発掘調査が実施されたのは、

(1) 館山周辺地域, (2) 鴨川周辺地域, (3) 小糸川中流域, (4) 小櫃川中流域の4地域である。

### (1) 館山周辺地域

館山周辺地域は表層条里が良好に遺存している地域として古くから注目されており、歴史地理学的方法による表層条里の研究が行われてきた<sup>(17)</sup>。実際に発掘調査が実施されたのは、江田条里を対象としたものが最初となる<sup>(18)</sup>。この調査は県内の条里型水田に対する考古学的調査の嚆矢となるものであった。調査地点は「上細沼」、「下細沼」、「平沼」、「佐沼」などの沼に関係する小字地名が残る部分について、トレンチを設定して行われ、表層条里と方向を異にする畦畔を数条検出した。これらの畦畔は若干の遺物から9世紀～10世紀にかけて構築されたものと判断され、表層条里はさらに時代的に新しいものであるとの結論を示している。館山周辺では江田条里よりも海岸部に近い長須賀条里においても、数次におよぶ調査が行われている<sup>(19)</sup>。これらのうち国道410号線建設に伴う調査では、A区において東西20m、南北50mの表層条里と同じ方向性を示す水田畦畔が検出され、館山大貫千倉線調査区においても同方向の溝が検出されたことから、条里的な水田区画が遺構として残されていることは明らかとなった。しかし、残念ながら共存する遺物が少なく、開田時期を推定するまでには至っていない。

### (2) 鴨川周辺地域

鴨川市内中心部にも中原条里や根方上ノ芝条里などの表層条里が確認されている<sup>(20)</sup>。発掘調査では明確な条里型水田跡を検出することはできなかったが、中原条里A地点で検出された溝は条里区画と関係するものと考えられ、9世紀後半から10世紀にかけて埋没したことが明らかとなっている<sup>(21)</sup>。また、表層条里が展開する地域においても一部9世紀段階まで集落が存在していることから、それら地域での条里型水田の開田時期は集落が消滅する9世紀～10世紀以降であるとの結論を導き出している。

### (3) 小糸川中流域

小糸川中流域には河川を挟んで南北両岸に表層条里が広がっている。このうち南岸に位置するものは、郡条里と呼称されている。この郡条里には数次にわたって発掘調査が実施されているが、表層条里が東に約40度振れる畦畔をもつものに対して、下層部分からは東に10度ないし20度振れた畦畔が検出されている<sup>(22)</sup>。表層条里の施工時期については明確な証拠が得られていないものの、現代まで明瞭な条里型水田が広がっていた常代周辺では、調査の結果8世紀末葉まで集落が展開していることが明らかとなっており、部分的ながらこの地域の水田化が8世紀末葉以降であることが立証されている<sup>(23)</sup>。なお、常代周辺には「鳥島」などの小字名称が残り、水懸りの悪い水田化しにくい地域であったことを物語っている。このほか表層条里の南縁辺部に位置する江川周辺からも表層条里と同方向の水田区画が検出されている<sup>(24)</sup>。この調査では水口部分から古墳時代後期初頭に属する土師器の坏と甕が出土していることから、水口祭祀の行われた状況が復元されている。しかしながら、古墳時代後期の遺物は周辺からも散在して出土しており、畦畔の方向性が表層条里と一致することも踏まえて、年代観については今後検討が必要であろう。

小糸川の北岸にも大字外箕輪周辺を中心に表層条里が展開している。この条里遺構は東に25度振れており、南岸の郡条里とは施工基準が異なることを示している。この条里遺構の施工年代については、外箕輪遺跡における条里遺構に規制された掘立柱建物群の存在から、8世紀後半代には成立したものと考えられ

ている<sup>(25)</sup>。

#### (4) 小櫃川中流域

小櫃川中流域の袖ヶ浦市横田周辺では正方位、木更津市望陀周辺では東に約20度、木更津市菅生周辺では東に約10度振れた方格地割りが航空写真から確認でき、条里型地割りが存在したものと考えられている。これらの地域のうち、芝野遺跡と菅生遺跡で発掘調査が実施されており、検出された建物群や水田畦畔の方向性から、8世紀段階に条里型地割りが施工された可能性を指摘している<sup>(26)</sup>。

このように県内各地で検出された条里遺構についてみると、調査面積が狭小なため十分に水田の構造を明らかにし得たものは少ないといえる。また、施工時期についても明確なものは少なく、外箕輪遺跡の事例から小糸川北岸が8世紀後半代、小櫃川中流域が8世紀段階の条里施工と推定される以外は、江田条里、中原条里など9世紀段階に成立期を求めるものが多い。また、小糸川南岸の常代遺跡や鴨川市中原条里A地点のように、現代まで表層条里が明瞭に遺存している地域においても、現水田下から8世紀ないし9世紀段階の集落跡が検出されており、明らかに9世紀以降の水田化を示す事例も認められる。小糸川両岸における条里施工年代の開きからは条里施工が一律に実施されたのではなく、長い期間にわたって段階的に施工された可能性を示しているものと考えられよう。近年、関東各県においても条里遺構に対する発掘調査が進んでいる<sup>(27)</sup>。このうち埼玉県北部の事例では、条里型水田の開田時期について7世紀後半から8世紀初頭に比定する説が示されている。これら県内外の調査事例からは、各地域によって条里型水田施工の時期や規模などに様々なパターンが存在したことが想定され、今後各地域に即した個別的な研究蓄積が求められよう。市原条里において導かれた9世紀中頃から後半という条里施工年代も、大きな土地開発行為の流れとともに地域史的側面の中で位置づける必要があるであろう。

## 6. おわりに

これまでの市原条里の検討結果をまとめると次のようになる。①条里開田以前には市原郡を網羅するような統一的な水田区画は存在しなかった。②条里開田以前は小規模な水田はあったものの、全体的には低湿地帯が点在していた様子が窺える。③条里開田時期は9世紀中頃から後半と考えられる。④条里範囲は北→茂原街道、東→海蝕崖(大厩・草刈)、南→加茂周辺、西→海岸砂丘帯の範囲で、旧市原郡の沖積低地をほぼ網羅している。⑤条里北限の茂原街道は上総と下総の国堺で、条里の年代観から遅くとも9世紀中頃から後半には国堺ラインが確定していたと考えられる。⑥数詞を伴う坪付名称から茂原街道が条里施工上の基準線となっていた。⑦発掘された古代条里水田は、南東-北西方向の坪境畦畔が直線的・規格的に造られている。⑧条里施工にあたって、坪境を表示する大型の基準杭が打ち込まれた可能性がある。⑨開田間もない頃の水田は湿田であった。⑩古代の南東-北西方向の坪境畦畔はほぼ表層条里と一致するが、全体の区画が表層条里と同一形態となるのは中世前半である。

また、県内各地で検出された条里水田については、外箕輪遺跡と小櫃川中流域の事例が8世紀代の開田を想定している以外は、9世紀以降の開田とするものが多い。しかしながら、近年の関東各県の発掘調査

例では8世紀以前に開田時期を求める事例が認められるようになり、市原条里や他の県内条里調査の結果とも開きが生じてきている。このような状況は水田遺構に対する年代決定の方法論的な問題があるとしても、条里型水田の段階的な施工を念頭に置く必要があるといえよう。

さて、市原条里の開田時期と考えられる9世紀中頃から後半の周辺遺跡の状況について目を転じてみることにしたい。市原条里に隣接する国分寺台周辺には、上総国分僧寺、国分尼寺、光善寺廃寺、上総国府推定地、市原郡家推定地など古代上総の中核を担う施設が集中していたと考えられている。このうち官衙的建物群が検出されたとして注目される稻荷台遺跡では、その中核となる掘立柱建物群が数回にわたる建て替えを伴いながら9世紀中頃から後半にかけて造営されたことが明らかになっている<sup>(28)</sup>。また、この国分寺台周辺の遺跡では、9世紀代を中心に集落の拡大増加傾向が認められ、この頃多くの人々がこの台地上に居住していた状況が理解される。市原条里の施工と台地上における中核施設の造営、集落の増加傾向を考え合わせると、この時期に市原地域再開発の一画期が存在していたものと考えられよう。

文献上に現われたこの時代は、民衆にとって苦難の時代であったといえる。9世紀前半の上総地域は地震などの天変地異にしばしば見舞われるとともに、東北経営の遂行による俘囚の移配、俘囚料の負担など民衆への負担も増加したものと考えられる。官衙群の造営や俘囚の移配などにより財政的な基盤作りも急務となり、こうした動きがそれまで一部のみしか利用されていなかった沖積地の再開発を促したものと思われる。しかしながら、支配機構の整備として行われた官衙施設の造営や生産基盤の拡大を目的として行われた条里の開田・整備も結局は民衆の負担を増大させるものとなったことであろう。嘉祥元(848)年2月には俘囚丸子廻毛が反乱を起こした記事が見られる(続日本後紀)。この反乱は2日後に俘囚57人を殺したり捕らえたりして幕を閉じることになるが、市原条里の所在する市原郡においても元慶七(883)年俘囚30余名が反乱を起こし(日本三代実録)、立場的に弱い俘囚層に不満が集中していた状況を示している。度重なる反乱の原因を示す史料は残されていないが、移配による負担に加えて先の各種造営事業なども負担になっていたと想像されよう。

このような労苦の上に成立した市原条里は、その後幾多の改変を経て、やがて市原地域における主要な経済基盤になったものと考えられる。

本稿の作成にあたり、出土遺物の年代観については関口達彦、小林信一両氏からご教示を得た。また、近藤敏、北見一弘、牧野光隆、相京邦彦、伊藤智樹の各氏には多方面にわたるご教示と資料の提供をいただいた。改めて感謝したい。

## 註

(1) 小久貫隆史ほか 1999『市原市市原条里制遺跡』財団法人千葉県文化財センター

財団法人千葉県文化財センター 1997『千葉県文化財センター年報No.22』

田中清美 1998『八幡市原条里制遺跡』『市原市文化財センター年報平成7年度』財団法人市原市文化財センター

小出紳夫 2000『市原条里制遺跡』『市原市文化財センター年報平成8年度』財団法人市原市文化財センター

田中清美 2000『市原条里制遺跡(菊間徳万地区A)』『市原市文化財センター年報平成9年度』財団法人市原市文化財センター

田中清美 2000『市原条里制遺跡(八幡・砂田地区)』『市原市文化財センター年報平成9年度』財団法人市原市文化財センター

鶴岡英一 2001『市原条里制遺跡(八幡・砂田地区)』『市原市文化財センター年報平成10年度』財団法人市原市文化財センター

北見一弘 2002『市原条里制遺跡菊間徳万地区B』『市原市文化財センター年報平成11年度』財団法人市原市文化財センター



- 北見一弘 2003「市原条里制遺跡（菊間徳万地区C）」『市原市文化財センター年報平成12年度』財団法人市原市文化財センター
- 近藤 敏 2004「市原条里制遺跡」『市原市文化財センター年報平成13・14年度』財団法人市原市文化財センター
- (2) 市原条里の範囲内には後述するように、「市原条里制遺跡」のほか、別の遺跡名で調査が実施されている遺跡を含んでいる。そこで発掘調査遺跡については遺跡台帳上の名称を用い、市原条里全体に関する記述については「市原条里」の名称を使用することとした。
- (3) 木下 良 1999「上総国府の調査」『上総国府推定地歴史地理学的調査報告書』市原市教育委員会
- (4) 平野元三郎 1956「上総国分寺付近の条里制遺構について」『國學院雑誌』56巻5号
- (5) 大谷弘幸 1994「市原条里制遺跡の調査」『条里制研究』第10号 条里制研究会
- 大谷弘幸 1998「市原条里制遺跡」『千葉県の歴史』資料編考古3 千葉県
- 笹生 衛 1998「市原条里制遺跡」『千葉県の歴史』資料編中世1 千葉県
- 吉田敏弘 1999「上総国府・府中比定地周辺の地割と地名」『上総国府推定地歴史地理学的調査報告書』市原市教育委員会
- (6) 調査時において北側側溝から土師器細片が出土したが、今回それらを再確認することはできなかった。
- 大谷弘幸 1991「市原条里制遺跡検出の古道跡について」『第6回市原市文化財センター遺跡発表会要旨』財団法人市原市文化財センター
- (7) 近藤 敏 1991「五所四反田遺跡」『第6回市原市文化財センター遺跡発表会要旨』財団法人市原市文化財センター
- 大谷弘幸・田所真 1998「市原古道遺跡」『千葉県の歴史』資料編考古3 千葉県
- 蜂屋孝之ほか 1999「市原市山田橋表通遺跡」財団法人市原市文化財センター
- 浅利幸一ほか 2003「市原市稲荷台遺跡」財団法人市原市文化財センター
- 牧野光隆ほか 2003「平成14年度市原市内遺跡発掘調査報告」市原市教育委員会
- 大村直ほか 2004「市原市山田橋大山台遺跡」財団法人市原市文化財センター
- (8) 前掲註 小久貫（1999）近藤（2004）
- (9) 大谷弘幸 1993「茂原街道に隣接した溝跡について」『研究連絡誌』第38号 財団法人千葉県文化財センター
- 石倉亮治ほか 1999「東関東自動車道（千葉・富津線）埋蔵文化財調査報告書4」財団法人千葉県文化財センター
- (10) 前掲註（9）大谷（1993）
- 佐々木虔一 1998「古代の国界としての山河と交通路・房総地方を中心として」『千葉県史研究』第6号 千葉県
- 木本雅康 2000「古代の道路事情」歴史文化ライブラリー108 吉川弘文館
- (11) 近藤 敏 2003「市原市菊間遺跡群」財団法人市原市文化財センター
- (12) 前掲註（7）近藤（1991）
- (13) 前掲註（5）大谷（1994）では西限を「旧国道16号線付近」までとしたが、今回再度検討した結果旧国道16号線は部分的に条里方向と一致するものの、全体としては条里に規制されていた可能性は低いと判断した。なお、砂丘帯上に所在する八幡御墓堂遺跡からは、中世後半の溝が多数検出され、条里との関係を考える上でも注目される。
- 櫻井敦史 2004年「八幡御墓堂遺跡」『市原市文化財センター年報13・14年度』財団法人市原市文化財センター
- (14) 原品は、現在千葉県文化財センター市原調査室に保管されているが、実測図、遺物写真等の提示には至らなかった。なお、木杭の法量は調査時のもので、正確な計測は行われていない。
- (15) 株式会社古環境研究所 2000「市原市、市原条里（菊間徳万地区A）の自然科学分析」『市原市文化財センター年報平成9年度』財団法人市原市文化財センター
- (16) 三友国五郎 1959「関東地方の条里」『埼玉大学紀要社会科学編』第8巻 埼玉大学
- (17) 前掲註（16）三友（1959）

- 神尾明正 1963「安房郡の条里」『千葉県史料 - 原始古代編安房国 - 』千葉県
- (18) 玉口時雄 1975『千葉県館山市条里遺構調査報告書』館山市条里遺跡調査会
- (19) 高柳正春 1995『長須賀条里制遺跡』長須賀条里制遺跡調査会  
高梨友子ほか 2004『館山市長須賀条里制遺跡・北条条里制遺跡』財団法人千葉県文化財センター  
城田義友 2005『緊急地方道路整備委託（館山大貫千倉線）埋蔵文化財調査報告書』財団法人千葉県文化財センター
- (20) 大潤淳志 1995『中原条里跡』鴨川市教育委員会
- (21) 野中 徹ほか 2000『東条地区遺跡群発掘調査報告書』鴨川市遺跡調査会
- (22) 豊巻幸正 1988『郡条里遺跡確認調査報告書』君津市教育委員会  
戸倉茂行 1990『郡条里遺跡発掘調査報告書』財団法人君津郡市文化財センター  
城城秀喜 1992『郡条里遺跡Ⅱ』財団法人君津郡市文化財センター  
中能 隆 1994『郡条里遺跡Ⅲ』財団法人君津郡市文化財センター
- (23) 甲斐博幸ほか 1996『常代遺跡群』財団法人君津郡市文化財センター
- (24) 高梨俊夫 1991『君津市郡遺跡発掘調査報告書』財団法人千葉県文化財センター
- (25) 笹生 衛 1989『君津市外箕輪遺跡・八幡神社古墳発掘調査報告書』財団法人千葉県文化財センター  
笹生 衛ほか 1994『外箕輪遺跡発掘調査報告書』財団法人君津郡市文化財センター  
伊藤伸久 1997『外箕輪遺跡Ⅱ』財団法人君津郡市文化財センター  
黒澤 聡 1997『外箕輪遺跡Ⅲ』財団法人君津郡市文化財センター  
渡邊祐二 2001『三直中郷遺跡確認調査報告書』財団法人君津郡市文化財センター
- (26) 笹生 衛 2001「第4章田園風景の原点」『袖ヶ浦市史』通史編1 原始・古代・中世 袖ヶ浦市
- (27) 関東条里研究会 2005『シンポジウム関東条里研究の現段階資料集』
- (28) 前掲註（7）浅利ほか（2003）